

史料紹介 「平田宗高手記」と「御家譜編集一件帳」

林 匡

はじめに

東京大学史料編纂所蔵「島津家文書」については、その成立や構成、特色などが近年明らかにされた。島津家本の成立、明治期の島津家本家における家譜編纂、及び市来四郎を中心とした史料編纂についても研究が深められており、今後さらに「島津家文書」に関与した人々についての考察も深められるであろう。その一助として島津家本「平田宗高手記」(以下「手記」)及び「御家譜編集一件帳」(以下「編集一件帳」)を底本として翻刻・紹介する。

一 平田宗高について

近世薩摩藩で記録奉行以下の職員によって編纂された島津家の家譜には、「島津氏世録正統系図」・「新編島津氏世録正統系図」(島津氏祖忠久から家久譜)・「統編島津氏世録正統系図」(家久から重豪譜)がある。しかし重豪譜に続く齊宣・齊興譜については、その完成をみる前に西南戦争によって焼失する。幕末期の記録所職員であった平田九十郎宗高の名は、「旧記雑録追録」中の文書保管記事にみえる。平田は明治二十一年、齊宣・齊興譜(島津氏世録系図正統)の編纂を担うことになるが、この間の平田については、内山美成氏の丹念な調査により、その履歴が明らかにされている。それによれば、平田は天保五年七月二十六日、平田宗敬(極斎)の子として生まれ、幼少時狩野派に学び、渡辺淳(芝谷)を師としたという。薩英戦争時にも活躍した。明治六年三

月には宮崎県中属、七年三月権大属・庶務課地誌掛となり、十一月に終了する「日本地誌提要」や翌年の「日向地誌」編纂事務を担当、十年鹿児島県第五十九(加治木)の二級区長、十二年二月十七日付で始良・桑原・嘯啖郡長に任命され、郡区改正により十四年七月から十六年四月まで菱刈・始良・桑原・嘯啖郡長を務め、明治十四年十二月には「鹿児島県始良嘯啖郡役所一覽概表」を調製進達しており、「鹿児島県地誌」編纂にも間接的に関わったものとされている。二十年三月、鹿児島県立中学教諭候補・漢学教授係となる。平田は明治二十九年三月七日に没する。

二 「平田宗高手記」について

「手記」は島津家臨時編輯所において書写されたもので、奥書に坂田長愛氏所蔵原本一冊、謄写人清水善五郎、昭和二年四月七日着手、同年五月十七日完了、翌日校正・校定終了とある。島津家編輯所図書の入人は昭和二年五月二六日、番号5179と印文にみえ、朱印「作成」が捺されている。坂田長愛は島津家臨時編輯所職員であり、「小松帯刀伝」などの著述で知られる。柱下部に「公爵島津家編輯所」と印刷された島津家編輯所算紙紙を使用している。

「手記」には、西南戦争前後の「島津家文書」に関わる興味深い記事がみられる。西南戦争当時の史料としては「磯島津家日記」がより詳しく、本史料は比較的簡略である。注目されるのは、島津家家令東郷重持らにより、明治十

年五月三日に岩崎御蔵にあった「鳥津家文書」が桜島に運び出された後、七月十九日には「御文書箱六十六箱」が磯邸二番御蔵に格護された、という記事である。五月三日の搬出一件については、「磯島津家日記」にその緊迫した状況が記されているが、それ以後の「鳥津家文書」の動きを知る箇所であろう。なお五月三日に岩崎御蔵から搬出された文書箱の総数は七十九個であったが、残る十三箱については判然としない。桜島での避難に関わる「櫻島出張執事方」の御用惣仕舞は本史料に八月五日と記されており、九月一日には私学校党の乱入によって久光・忠義とも再び桜島に避難しているが、文書については八月五日以前に全て磯邸へ送られたと考えられようか。

記事の多くは鳥津家内部の事件（東京の鳥津邸との連絡や人の移動、冠婚葬祭など）や鳥津家先祖の祭祀であり、その他には教育関係への寄附や、銀行・紡績・鉱山についても一部記される。明治十一年一月十四日条には、県庁第二課の所用にて山ヶ野鉱山山来及び出金高帳留の提出一件がみえる。だが他の控・抄や日記類があつたためであろうか、断片的記述に終始している。例外的に鳥津家編集方に関わるものとしては、明治十一年三月二十七日条にみえる、家譜の取調方（「御家譜編集方」）に携わっていた得能彦左衛門（通古）の取調帳・記録類の扱いや、四月六日条にはその補助に今藤助左衛門がつけられたこと、また同年九月の問合中に得能の桜田・高輪田藩邸の来由に関わる報告があつたことなどが記されている。この他、明治九年十一月二日条には、石川正之進が鳥津分家へ渡す系図の写方を命じられてその作業を行ったことがみえる。なお「千記」後半には大津事件前後のロシア皇太子ニコライ二世と鳥津忠義の交流なども記されている。

三 「御家譜編集一件帳」について

「編集一件帳」中表紙には「明治廿一年四月八日ヨリ 御家譜編集事件雜記」とある。平山宗高が明治二十一年四月八日に「御家譜編集掛」に任命され、十日より磯邸内において家譜（齊宣譜以下）編集取調方を開始して（一）以降、明治二十六年八月四日までの関係記事や書状類の綴じ込みや写であり、「鳥津氏世録系図正統」の編集方針（二）や過程を知る上で興味深い史料である。家譜編纂の際に当時鳥津氏本家の所蔵する史料以外に、どこに史料を求め、筆写収集活動を行ったのか、特にどのような内容の史料に関心をもって借用をしようとしたのか推察される。また市来四郎の編集方（下町海岸養穀社にあった）や伊地知季通に関わる記事もみられる。

本史料が鳥津家編輯所図書として受入られた年月日は印文に記されていないが、番号2962から大正十二年二月二〇日と考えられる（なお朱印「引継」が捺されている）。文書の多くは柱に「鹿兒島磯島津家」と印刷された朱の罫紙を使用している。その内容は、鳥津忠義家扶、または磯島津家執事方の差出であり、文字の加除訂正がそのまま記されている。鳥津家家譜編集掛の宗高が編纂活動に当たり、磯島津家の家扶または執事方を通して各文書所蔵者に借用などを依頼した際の下書や控であろう。この他、磯島津邸執事宛の書状の写や、平田宗高宛の書状なども綴じ込まれている。都城島津家（六・一七・二二）、佐多家（八）、日置島津家、山田家など鳥津氏支流諸家や種子島家（七）、諏訪家（三一・三五）などへの調査依頼と応答が記されるが、特に旧琉球王国尚氏へは詳細な史料の提出を求め、関係記事を日置島津家の帳留から採るなどの活動がうかがえる（三・九・一一・二七・二八・二九）。都城島津家の「列朝制度」（二六・三三）、日置島津家の「日置用帳」（二八・一九）、種子島家の「種子島家譜」（二〇・四八）、山田家の「山田聖栄自記」（三〇）、諏訪家からの「上井覚兼日

「記」(三四)借用、「太政官日誌」(四六)借用なども興味深い。幕末維新期の中で、多くの文書が失われたことは想像に難くない。事実廢藩に前後して文書を紛失したという尚氏家扶の返答(一三・四五)や、諸家への問合せに対して「焼失仕候」という付箋・書き込みの多いこと(五・二二)からもそのことが推察される。この他編纂に必要な紙・筆・墨の数量の記事も含まれる(二二・四九)。清書用紙の試渡は加治木天神馬場の竹内氏に命じられている(四)。明治二十四年一月六日付「諸清書用筆墨壹ケ年中概算」(三八)には「御家譜編集清書用」「御系圖清書用」とあり、編纂事業の進捗を示す。また石川正之進が「島津国史」の筆写を担当していたことや、玉里邸への「御引讓御系図」作成もみえる。この「御引讓御系図」清書用には別に調製方が依頼されている(四三・四七)。一月七日付磯執事方宛の「一ケ年中用紙概算」(三九)には、「伊地知方舊記編集用」「右同方地誌備考編集用」と、伊地知季通関係の記述もみえる。

伊地知季通の磯島津邸出仕後の「旧記雑録」増補編纂については、五味克夫氏により島津家本「旧記雑録」編纂過程や伊地知季安・季通父子の関わりから考察が深められている¹⁴⁾。島津重豪死去以後を載せる「追録」八の記載史料について付け加えておけば、季通が編纂において引用した文書・記事は「白木御文書」・「旧御番所御文書」や「斉興譜」¹⁵⁾、今藤編「島津氏家譜」¹⁶⁾、そしてそれ以外に「執事方帳留」や「雑抄」がある。この「雑抄」は上記「執事方帳留」も含まれる可能性がある¹⁷⁾。また「雑集」とあるのは季通編纂の「安政文久雑集」(島津家本)を示し、これに詳記する故「旧記雑録」では載せず、との註記がある。慶応二年正月の島津久治外三名連署証状には「雑録中」と註記されるが、これは島津家本「慶明雑録」と同文であり、以下この「雑録中」が頻出する。慶応四年以降は「太政官日誌」なども引用される。白木箱などから玉里

邸への「現書御引讓」も註記され¹⁸⁾、当時の文書移動と保管、編纂活動との関係で興味深い。季通の「地誌備考」は「鹿児島県地誌」編纂のための参考基礎資料として作られた各郡村の歴史関係史料集の性格をもつ¹⁹⁾もので、時期的には明治十五年から十七年の「鹿児島県地誌」の編纂と同時期と推測されている²⁰⁾。本史料で季通の編纂作業の継続、すなわち「旧記雑録」同様、「地誌備考」の増補訂正を確認できる。現在「地誌備考」の稿本史料が鹿児島県立図書館と磯の尚古集成館にあり、浄書・補筆されたものが東京大学史料編纂所にあるが、明治二十四年頃に季通によって編集されていた「地誌備考」が後者である²¹⁾。

おわりに―平田宗高死去前後の島津家譜編纂―

明治二十六年以降の平田宗高の活動を示すものとしては、島津家本「書籍日録」²²⁾の末に、平田が明治二十七年上京、翌年春に帰鹿したことがみえる。また同書には明治二十六年頃から三十四年までの、諸家からの文書・記録など貸借関係書類が収められている。編集掛平田宗高差出の証文には、明治二十六年九月二十七日付都城島津邸北郷資知宛の「華族諸家傳三冊」借用証、同二十七年九月十五日付義岡実義宛の「通達留帳老閉」(横折拾貳冊綴)預り証、同二十八年十月一日付橋口精一宛の「川上家譜拾八冊」預り証がある。「石室秘考」(国立国会図書館蔵)中にも明治二十七年十一月二十七日の「平田宗高御系圖調三就キ市来へ尋問書」²³⁾があり、晩年に至る活動の一端がうかがえる。

磯の島津邸において進められた島津家譜編纂²⁴⁾について、平田宗高死去後の状況を記す史料が、島津家本「明治三十四年磯編集方事業取調書 全」所収三月二十五日付の長谷場長寛宛報告である²⁵⁾。この中、斉興譜・斉興譜及び斉彬譜に関する箇条を示す。

〔一〕此内ヨリ (齊彬) 溪山公御家譜八拾四冊ハ既ニ編纂整齊相成タルモ礼合并書綴方全ク

相濟ミ、表装取付方ノ處、先ニ表具師解雇ニ付、一應停止致置、費用ノ都合

ニ依リ暫時見合置候、

〔二〕(齊彬) 金剛定院公御家譜ノ儀ハ艸稿整頓相成居候處、當分御文書番号ニ紹シ臨寫

仕込方編纂中ニテ拮据勉務罷在候、

(中略)

〔一〕(齊彬) 順聖院公御家譜ハ艸稿編纂中ハ勿論ナレトモ側ラニハ御家譜史料ヲ蒐輯致シ拮据勉務中ニ候、

齊家譜八十四冊は、編纂は完了し表装を済ませるだけの状態にあった。²⁵⁾ また齊興譜は草稿が成っていた(最終的に全三十二冊)。齊彬譜については草稿編纂中で関係史料の収集過程にあり、忠義譜の編纂は未だであり、この報告に続く意見・要望書の箇条中、

〔一〕忠義公御家譜起艸可仕ニ付テハ、旧藩代諸事被遊候御事績ハ勿論、本書ヲ編纂スルニ當リテハ、廣ク材料ヲ搜索蒐輯可致候、

とあることから明らかである。磯島津邸編集方による齊彬・忠義譜編纂が成らなかった事情は、諸調査も併せての人手不足、資金不足があったと推察される。史料の筆写収集について同箇条中には、

〔一〕御家譜史料是迄外方へ筆耕相頼寫サセ方致候處、御費用省約之為メ去ル三十二年七月三十日限廢シ、此内文部省ヨリ鹿兒島藩旧記、文部省ニ於テ日本史編纂ニ付、御家御所有之書籍借用方全本ヨリ中入ノ節モ聊有之、世間へハ所持者有之、誠ニ遺憾之至ニ候、只今ノ内搜索寫方着手不致候得バ、今後ニ相成薩藩ノ歴史ヲ遺存閱覽スル不能、且ツ先度御當家山林引戻ニ付、證拠書類モ借用膳寫方相成居候得バ、幾分歟ノ証拠相成候半歟、又薩摩陶器取調ノ際モ、

可據書類各所持主ノ宅へ参リ寫取位ニテ事濟ミ申候、又川上左京殿取調ノ際モ、

各所ノ家系圖ヲ遠ニ寫取リ漸ク調濟位ニテ、此段申上置候也、

と訴えられている。

註

(1) 『島津家文書目録』Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ(受託研究『島津家文書』の収集研究)研究成果報告書、東京大学史料編纂所、一九九七・一九九九・二〇〇〇) 解題、山本博文「島津家文書の内部構造の研究」(『東京大学史料編纂所研究紀要』第13号、二〇〇三)、島津家本については朴澤直秀「島津家本」の構成と形成過程」(『同』第8号、一九九八)。明治期の島津家編纂事業に関して岩切美保「島津家文書と島津家の編輯事業」(『国語国文薩摩路』第三十八号、一九九四)、「島津氏の編集方について」島津家の家政との関わりを中心に」(『鹿兒島歴史研究』第4号、一九九九)、島津家本、家譜編纂と磯邸編輯方、田藩事蹟編纂の關係などについては川島慶子「明治、昭和初期における島津家の編纂事業」(『東京大学史料編纂所研究紀要』第15号、二〇〇五)の業績がある。

(2) 「編集一件帳」については、明治期の「種子島家譜」編纂と関係して紹介した。拙稿「種子島家譜小考」(『黎明館調査研究報告』第14集(二〇〇一))。

(3) 鹿兒島県立図書館所蔵「御文書并ニ御記録奉行」には、初め御文書方・御文書奉行、平田純正以来御記録方・御記録奉行、慶応二年五月旧名に復し御文書方と称したとある。孝明天皇宸筆・近衛忠房詠歌・島津茂久添書の「御文書方」格護を命じる、明治元年十二月十五日付の「御文書奉行」宛伊藤彦介証状(『鹿兒島県史料 日記雜録追録』(以下「追録」)八(一九七八)の三三三三)から、「御文書奉行」「御文書方」の呼称が確認できる。

(4) 例えば島津齊興達書(『追録』八の二七九号)には安政六年正月二十八日に新納駿河より平田九十郎がこの文書を受取り「白木御文書十番箱」に格納した旨註記され

る。平田の文書保管事例は文久元年九月五日にもみえる(『同』三三〇号)。この他同年の斉興譜(『同』二九七号)には、斉興死去(九月十二日)についてその葬礼・祭祀を詳述しようにも文献に徴すべきものがなく、斉宣以来の「国之大故大禮於其實略如斯矣、宗高每操筆到于茲不以不歎息也」と述べられている。

(5) 五味克夫「島津家本旧記雑録編纂の経過」(『鹿兒島県史料旧記雑録附録月報』(以下『月報』) 2、一九八〇)、芳即止「鹿兒島県史料 斉宣・斉興公史料」解題(一九八五)。この他平田の略歴をまとめたものに原口泉・丹羽謙治他編『薩摩藩文化官僚の幕末・明治』(岩田書院、二〇〇五)の注釈(二一九項)がある。

(6) 『鹿兒島県地誌の起稿年次と編纂者』(高城書房、二〇〇五)。

(7) 薩英戦争行賞(『追録』八の四三五号)。

(8) 明治七年改の「宮崎縣官員録」(宮崎県総合博物館所蔵)に中属庶務課として平田と上村行清の名をみる。

(9) 『鹿兒島県史料集』21(一九八〇)所収。なお島津家中には、大正十五年五月三十日から六月二十二日の「坂田長愛史料採訪口誌」があり、鹿兒島における史料調査記録が残されている。また島津家本には同氏所蔵本を原本とする写本が多くみられ、坂田の活動と史料の伝存について、今後の検討が期待される。

(10) 『鹿兒島県史料 西南戦争』三(一九八〇)所収。

(11) 参詣・祭祀や合祀など。明治七年十月二十三日条では鹿兒島の龍尾神社にあった島津義弘の木像を伊集院の徳重神社(旧妙円寺)へ遷した事、同八年七月二十五日・八月六日条には斉彬・貴久の画像や斉興の木像についての記述がみえる。また明治九年一月三十日に類焼した松原神社(旧南林寺)に同年八月八日貴久の御魂が遷座したこと、明治十年には県内の島津家宗社から多くの祖霊を鶴嶺神社に合祀し、本像や画像を安置するために鎮像殿を設立したことなどが記される。同年の西南戦争において、七月三十日には龍尾神社に安置されていた島津忠久以下の木像・画像が鎮像殿

へ遷座したことがわかる。さらに明治十二年一月十四日条によれば、国分八幡神社にあった島津氏久の木像がこの鎮像殿に遷されることになり、関係者が国分に赴いたことが記されている。

(12) 待能迎古の活動及び祖父通昭・父通貫らについて拙稿「薩摩藩記録奉行待能氏について」(『鹿兒島史学』第50号、二〇〇五)参照。

(13) 島津家本「島津氏家譜」(忠義公略伝)上下を編纂する。下巻中には明治十二年七月二日付内田政風宛書付があり、「此ノ冊取捨採擇宜ヲ失ヒ 御思召ニ相叶候モ難計奉存候得共、萬々一 御思召ニ相叶候節ハ、頭ノ明治二年己巳ノ六字ヲ刪リ前冊ト合冊仕候テハ如何、何分先生マテ奉窺候也」とみえる。「手記」明治九年六月廿二日条に、「小学第三校監事」としてその名をみる。

(14) 五味克夫『追録』一(一九七二)・『旧記雑録前編』一(一九七九)・『旧記雑録附録』二(一九八七)、『旧記雑録拾遺 諸氏系譜』(以下『諸氏系譜』)一(一九八九)解題、「島津家文書伝存の経緯」(『黎明館企画特別展「奇跡の至宝 島津家文書」図録』、二〇〇〇)など。

(15) 註13。例えば『追録』八の四二五号(文久三年六月二十八日条)。

(16) 『追録』八の三〇二・三八二・五六七号など。

(17) 『追録』八の四二〇・四四五号。

(18) 『追録』八の五七二号。

(19) 『追録』八の三六七・四七〇から四七七号、五〇八から五二〇号など。

(20) 尾口義男・中野尚子「伊地知季通編「地誌備考」の対照表について」(『黎明館調査研究報告』第12集、一九九九)。

(21) 季通自身の明治二十四年の奥書がある。五味克夫「島津家本旧記雑録編纂の経過」。

(22) 表紙には「編輯方」を消して「島津邸」とあり、見返しには「他借ヲ許サス、但

御邸用ハ其限ニアラス」と記されている。同日録は「年譜日記類之部」の一、三番箱以下、東鑑・大日本史などの二十三番箱までを記載する。

(23) 平山没後、後任として活動した福島正治について、五味克夫「福島正治と伊地知季通」『日記雑録』補考一（『月報』28、二〇〇七）参照。

(24) 本史料については既に概略が紹介され、磯編集方には「家令―家扶―家従ラインの家政機構から指示が出されて、家譜編纂以外にも、種々の調査・書写業務を行っていたこと」及び「藩政時代の記録奉行に繋がる立場で、磯邸内保管の文書を利用して家譜編纂を行った」白負心が指摘されている（川島慶子「明治・昭和初期における島津家の編纂事業」）。

(25) この表装完了は明治三十七年十一月十一日であった。前掲川島論文参照。

(26) 島津家本「御家譜日録」は島津忠久以後歴代譜について、帙及び箱番号を記す。例えば重豪譜の大保四年（没年、以下同）までで「以上七十一帙」、斉宣譜の天保十二年までで「以上七十九帙」、「七十九帙以上十一番箱」の如くである。これに続く八十帙は島津一門家の重富（越前）家家譜であり、以下八十一から八十七帙は全て島津氏支流諸家譜（支流系図）で当初「十二番箱」に収められたようである。しかし斉興譜の安政六年や斉彬譜の安政五年、忠義譜の明治三十年には譜の帙数など未記入で、これらの編集と保管がなされていないことを示す。

* 翻刻に際して、体裁・用字は原則として底本に従ったが、一部当用漢字に改め適宜訓点をつけた。平出は欠字として扱った。「編集一件帳」については便宜上各文書に○印と漢数字を付した。追筆・補筆は「 」、朱書は「 」、編者註は（ ）で示した。

（史料）

1 「平田宗高手記」

（表紙）

「平山宗高手記

全

（明治自七年
至廿四年）

明治七年日帳

一月十八日

華頂宮様西國御遊歴として「昨日比當地へ御着、

同月廿三日

「華頂宮様御旅宿下町元下會所江被為入、玄喚迄

御見舞、

二月七日

「今晩丑刻、「常姫様ナリ」御女子様 御誕生、

同日

「清姫様御髮置御祝ニ付、四ツ後於典殿御上り御式

事御都合能被為濟、暮過御下り、

同月十三日

「常姫様御七夜御祝、

同月十四日

「三時比ヨリ

華頂宮様御出相成、於鶴之間 御對顔、

二月十七日旧曆正月元日也、

二月廿日

「久光從二位様御事、去ル十三日以 思食縣許江被遣候

旨 御拜 命、同十七日東京御立、横濱ヨリ千里

艦江御乘艦、海上御都合能、午後五時比前之濱江

被遊 御着艦候段御左右、

一右ニ付、御乗切ニ而山下御邸江被為 入、十時過

御歸邸被遊候事、

去ル十三日 從二位様御歸縣、御拜 命 勅書寫

別冊ニ有之、

四月五日

從二位様 勅書御拜命勅書別冊ニアリ之旨、奈良原幸五

郎ヨリ問合相達候事、

同六日

御馬ニ而萬里小路様御旅館江 御見舞、夫より山

下御邸へ被為 入、夜入 御歸殿、

同七日

勅使御下向、依 御召来ル十五日千里艦ヨリ被遊

御上京候旨、被為在 御沙汰候、左候而 悦之助

様ニも御同斷被遊管候間、被達 御聽候儀共宜御

取計給度、此段及御問合候、以上、

四月七日

磯御邸

御家令衆

御家扶衆

四月十日

今朝四ツ時御供揃ニ而御丸木船江 御乘船、櫻島

舊地頭飯屋江被為 入、萬里小路殿、山岡殿御

緩々御取會、珍彦殿・英之進殿、權令初縣廳役々ニ

も被罷出、水入引綱等之御慰共有之候處、晝後ヨ

リ南風相成、蒸気船横濱丸御取寄、夜一時前 御

乗船、三時過御邸下江御着船被遊 御歸殿候事、

但前之濱江暫時沙掛、萬里小路殿初縣廳役々上

陸相成候、左候而今日御上リ物等惣而縣廳計ニ

而候事、

四月十四日

萬里小路様明日御歸京ニ付、為御暇乞旁御見舞有

之候事、

同十五日

一二位様 悦之助様今日五時御立、

四月廿四日

御看一折

御樽一荷

右者、銀行準備金拾万圓 御兩邸ヨリ御振出被下

候為御禮進上候、 御口見被仰付候事、

四月廿七日

從二位様 悦之助様、去ル十五日午後五時 御發

邸、千里艦江 御乘艦、同一時前之濱 御出帆、

十七日午後五時過神戸港 御着艦、暫時 御碇泊、

悦之助様ニハ御上陸、東海道筋御通行ニ而 伊勢

大神宮江 御參詣有之管候旨、御供御家令神戸よ

り之問合有之、

五月七日

從二位様、去ル十九日午後四時過神戸港 御發航、

廿日夜十二時過横濱港御着艦、翌廿一日午前六時

御上陸、高崎屋江御小休、午後一時三十分 御立、

二時鉄道汽車江 御乗車ニ而新橋迄、夫より御駕

被為召、濱町御邸江 御光着被遊管候旨、四月廿

一日御供御家令横濱ヨリ之問合、

五月十四日

從二位様、去月廿一日東京濱町御邸 御光着、翌

廿二日 御參 朝被遊候處、 御手自御短刀 御

拜戴被遊、同廿七日依 御召 御參 朝、左大臣

御拜命被遊候旨御左右武宮雄之介到着申上候、

五月廿二日

一常姫様御百日御祝、

同月廿八日

一袖ヶ崎御邸守蘭牟田四郎右衛門求月五日出立歸京

仕度願出候事、

六月十二日

一左大臣様濱町御邸ニ而ハ毎日之 御參官御不便利

ニ付、去ル九日 御退官掛より櫻田御邸江御引移

被遊候旨、東京櫻田御邸より五月廿七日之問合相

達、

同月十三日

一今日御門棟上ケ御式有之、

同月十七日

一今日ヨリ御本門 御通初被為在候事、

同月廿二日

一從三位様御暇日數當月十二日迄之處、御願重貳百（銀奉）

日御免相成候段御到来候事、御猶豫御願書并東京府指令十五日ノ場ニ有之候事、

七月十三日

一金拾圓

右、春日神社修葺ニ付御奉納、

八月十三日

一今日ヨリ在躰相初リ御邸下ニ而躰方被仰付候、

但御肴代舊錢貳拾貫文被成下候、以後準之、

同月十七日

一是迄舊護摩所へ御建立相成候

靈岡八幡神社

菅原神社

稻荷神社

狐神社

中村御茶屋

稻荷神社

右今日御遷座、當御邸御庭神社へ御合祭相成候事、

九月三日

一左大臣様（江去ル十五日為御使東久世侍從長殿御參

邸相成リ、同十六日午前十時 離宮（江被為 召候

旨御達之段御承知、同日九時二十分御供揃ニ而

御參内被遊候處、方今内外不容易時勢ニ付、當務

勉勵スベキトノ 勅命御拜承、即座ニ御受、午前

十一時三十分過 御歸邸、毎日御參官被遊候旨東

京より之問合相達、

十月廿三日

一松齡公御木像、龍尾神社より德重神社江御遷座、

今曉七ツ時御供揃ニ而正六ツ時 御發輿被為在候

事、

十一月八日

一竹田神社今般御造營ニ付、六ツ半時御供揃ニ而御

馬より御出、加世田舊御飯屋江五時比御着、

同月十日

一從三位様（柱上其柳ノ谷邊迄リ御供）今朝八時伊作舊地頭飯屋御立、午後二

時比御歸邸、

但烏津又吉舊領ノ士族共數十名伊作迄御出迎 御

目見、伊作・加世田ハ勿論、山布施・阿多士族

共 御通筋へ 御目見、いづれも志厚く被 思

召上候旨 御沙汰有之候事、

十二月十八日

一今日ヨリ指宿二月山江 御光越、三邦丸ヨリ 御

越し也、

御前様御了様ニも御同斷也、

八年亥

一月廿一日

一今日二月田御茶屋ヨリ御歸邸、 御前様并御了様

方御同斷、

二月六日 舊曆元旦、

二月十一日

一去ル廿一日午前五時四十分、權典侍柳原愛子分宛、

皇女御降誕、昨廿七日舖宴并御祭典被為行候段、

一月廿八日東京詰問合達ス、

二月十九日

一鶴壽丸公・久保公御靈位今日御着、於執事方 御

遷魂之上直様鶴嶺社江 御合祭、御式ハ此已前高

野山ヨリ御同斷之筋通、

但御靈位ハ 御代々様御同様長谷内へ御うつめ

相成候事、

同月廿日

一常姫様御餅踏御祝、

三月廿二日

一舊龍洞院江被召置候 御方々様御靈位、御遷魂之

上鶴嶺江 御合祭、從前之御振合ヲ以御祭式、

六月十日

一勝姫様御逝去、

同月十六日

一奇靈様御葬送、

七月廿三日

一日新公御在世中於諸所戰亡之人數明後廿五日舊曆六月廿三日

竹田神社へ從祀被仰付候付、御代參被差立、

七月廿五日

順聖公御畫像五枚内四枚繪絹 一枚紙

右、御家扶方へ御格護限再御取扱不相成様 御沙汰被遊候事、

八月六日

貴久公御画像 齊興公御木像玉里御邸ヨリ今日四ツ後此御邸 御神棚へ御遷座之事、

八月十五日夕第七時過、御女子様御出生、

十月廿六日、於俊様御卒去、「御墓表ハ廿七日トス」

十一月八日

一御肴一折 御酒二樽

舊諸組遊撃隊

隊長 堀 剛十郎

外九拾余名ヨリ

右、此節賞典祿配載ニ付、御初穂右之通獻上いたし度願出候事披露相遂、

十二月十一日

明十二日舊曆十一月十五日、加世田竹田神社 御大祭ニ付御光越、今日伊作・田布施・阿多・加世田戸長初、士族共多人數御出迎下シテ罷出候事、

同月十四日

伊作御旅宿御立、同所薙之内伊作家 御代々様奉崇上候岩根神社江 御奉拜、

十二月廿五日

一充姫様御髮置并 知姫様御百日御祝有之、

九年一月一日ヨリ九月一日迄一冊

一月廿六日

一五社御參詣等有之、

同月廿七日

一鶴嶺社其他諸所御參詣、

同月廿三日

一松原神社并 順聖院様江 御參詣、

三月廿三日

一小學第一校之儀、文部省規則ニ基、去ル十七日ヨリ鶴ヶ嶺小學と改稱、生徒百八十人入校開業之處、

三月廿四日

一學資金從前通拜戴被仰付候付、御禮旁トシテ監事梅北休兵衛惣代ニ而出頭候事、

同月廿四日

一從二位様御湯治御暇ニ而、來月初メ東京御立之旨白川縣より電報有之、

四月十三日

一從二位様 悦之助様、三邦丸ヨリ午後六時三十分前之濱御着艦、御都合能御上陸御歸邸、從三位様山下御邸江被為入候事、

同月十四日

一帯刀禁止之御布令、於東京 從二位様御承知、即ヨリ御附人數脱刀致候様被仰渡就而、公も御同前御承知被遊候間、當御邸出仕人數今日ヨリ都而脱刀致様 御沙汰之旨、又山御取次ニ而御達相成候事、

四月廿日

一第十時比、縣下舊菅原神社脇江田甲之助所ヨリ出火、隣家一軒都合二軒燒失、

五月一日

一今朝三邦丸入港、於轉様御光着、

同月四日

一今朝奈良原幸五郎被為 召、御家政向改革いたし候様 御沙汰有之候事、

同月七日

一華族堤様此内ヨリ御滞縣ニ而今日御邸へ御出、金二百圓堤様江御饒別トシテ被進候事、

同月十九日

一從二位様御始悦之助様 眞之助様御隨從、午前十一時ヨリ御來駕、花倉御涼臺へモ御出、今夜九時御歸邸、

同月十九日

六月九日

一磯鹿倉下場、租税課ヨリ境踏分方ニ付立合、

六月十二日

一山下御邸ニ於而能・狂言御慰覽、

同月廿一日

變則小學第四校

監事 中村幸介

長谷小學

監事 甲斐宗之進

高山小學

監事 寺師休五郎

新町小學

教員 赤松重之助

右者、今般御賞典祿五万石學校資本トシテ御附與

被 仰付、難有奉存候御禮、惣代として參邸、

同月廿二日

師範學校掛

二等監事 岩山武二

外訓導等十二人名略ス

中學校惣代

貴島平八

小學第二校

惣代 貴島通吉

同第三校惣代

監事 今藤助左衛門

〔元第一校〕

靄ヶ嶺小學惣代

監事 梅北休兵衛

第三郷校

監事 蒲生彦四郎

中洲小學

監事 黒岡久直

女學校第一校二校五校六校

監事 伊佐敷正輔

右、前同斷參邸、

向江町小學訓導

中村量生

西田町小學

訓導 原田 忍

武・田上兩小學監事

頼川徳之丞

前同斷、

同月廿五日

松原小學監事

三原重素

前同斷、

同月廿七日

十郷校監事

長瀬眞之進

七月三十日

一隨眞院様於東京當月十一日御逝去之御左右有之、

〔十一日ニ非ラス〕

八月四日

一島津又四郎殿祖母永壽院どの今十一時死去之届、

加勢ヨリ申出ル、

同月五日

一奇靈眞勝姫命御分魂、鶴ヶ嶺ヨリ御神棚江御遷座

有之、

同月八日

一貴久公御神棚ヨリ松原神社江御遷座、 従三位様

其餘島津又四郎殿等段々御供ナリ、

同月十一日

一靄ヶ嶺御普請本日ヨリ御取付、

同月十六日

一靄ヶ嶺神社 御遷魂祭、

同月廿八日

一依而 召、雄之介・源四郎・正介山下江參邸拜謁

被仰付候處、昨日差上置候御改革一條調書御下相

成、直正介持參、其儘 御前江差置候事、

同月卅日

一大山令近日豊瑞丸ヨリ上京ニ付、為御暇乞參殿拜

謁被仰付候事、

九年九月二日ヨリ十二月迄

九月二日

一今日内田政風御家令拜命、

一御家政御改革ニ付、御扶從等拜命人員并當番等之

次第數條、

同月七日

一二十大區戸長平瀬武彦 御前江被為 召、縣内士族

初年賀祝詞金、米廿年ヨリ御斷被成候旨 御手白

御書付ヲ以被仰渡候、

十月五日

一重富郷士族中、方今ノ時ニ當リ、専ラ風俗ヲ正シ

禮節ヲ重スルノ志上達センコトヲ希ヒ、今度為惣

代中村鉄五郎・山口一齋出薨、舊主高津珍彦殿江

相付懇訴ノ件ニ有之、右兩人 御呼出ノ上、御書

取ヲ以御褒詞被遊候事、十月八日右兩上 御
日見被仰付候事、

十月十七日

一從二位様御始明十八日ヨリ指宿二月田江 御湯治

として 御光越ニ付、今日午後三時比ヨリ山下江

被為 入候事、

十一月二日

一石川正之進 御分家様江被進用之御系圖寫方被仰

付置候處、皆尾相成候段届出ニ付、 御目見被仰

付候事、

同月六日

一熊本縣并山口縣等暴舉ニ付、為探索方折田正介ヲ

大坂邊江被差遣、

十二月九日

一從二位様御始二月田御湯治ヨリ今日 御歸邸、

同月十二日

一御女子様午後二時過 御誕生、

十二月廿六日

一加藤眞平并黒石堅藏、豊民會社益金献上、且歳末

年始之御祝詞として参邸、

同月廿八日

一日新公御分靈、鶴ヶ嶺神社より加世田竹田神社江

御遷座、

同月廿九日

一加世田神社江 御参詣、

同月卅一日

一右御参詣ヨリ 御歸邸、

一大山令歸縣ニ付参邸、

十年一月ヨリ十二月迄

一月十二日

一霧嶺神社御普請御落成、縣廳人數立會、

同月十四日

一今日 皇産靈神社内ニ 御鎮座ノ 重豪公 (中)

翁公 齊興公 妙心院様 信解院様 信證院様

廣大院様、鶴嶺ニ御合祀アリ、抑鹿兒島縣内 御

家ノ崇社數棟ニシテ少シトセス、然ルニ今や廢藩、

此ノ末御祭典且修繕等ノ儀 從三位公深ク御憂慮

アリ、今般鶴ヶ嶺ノ 御宗社ヲ修覆シ、更ニ 鎮

像殿ヲ設立シ、 諸社ノ御神位其遷シ奉ルヘキラ

遷シ奉リ、 御神靈ヲ御本社ニ合祀シ、其 御本

像及ヒ 御画像ヲ鎮像殿ニ安置シ奉リ、永世不朽

ノ御祭典ヲ行ハルノ 尊慮也、

一月十五日

一御姫様方御住居ノ御部御造營御落成、本日御移徙

アリ、御祝ニ付琵琶ノ彈曲アリ、須田傳古古遊具商助右衛門
御座末ニ罷出彈曲致候事、

同月十八日

一霧嶺神社御造營御落成、本日御遷座、且毎歳御定

規之御祭典被為行等ニ付 御参詣御祭式相濟、能

三番・狂言ニ番有之、

二月三日

一常姫様御髮置并 普姫様御宮参ニ付御祝、

同月九日

一西郷隆盛一列私學校人員數千人、明日日大舉發縣

ノ形勢ナリ、此事件別記ニ抄録セントシテ之ヲ略

ス、

二月十三日

一今日舊曆年頭ニ付御祝儀人アリ、

三月八日

一春日艦等軍艦及賣船形艦等數艘入港、奈良原繁

右村國彦上陸シテ参邸シ曰ク、

勅使柳原前光殿ヲ以テ御兩邸ニ來 勅(改行)アリ、即チ

日今當縣ノ舉動肥後兵亂ニ係ルナリト、因テ先ツ

英君御マコト候向使トシテ御参艦後、 從三位公御参艦

アツテ時三午後六時ナリ 御宸翰 御拜戴、從二位公ハ御

所勞ニ依リ 御名代珍彦君同ク御参艦ナリ、夫ヨ

リ 公山下へ御参邸、夜十一時御歸邸、

三月十日

一山下御邸へ 勅使御引受ニ付、午前八時御供揃ニ

而被為入、四時過御歸邸、

同月十一日

一 從三位公 宸翰御拜戴ノ 御勅答トシテ、 勅使

御宿へ 御參向御對顔、 從二位公ニハ御所勞ニ

付 御名代島津珍彦殿、 從三位公へ御隨行御同

行ナリ、

同月十二日

一 午後三時 勅使御歸京、類艦三艘前之濱出帆、

同月十九日

一 鶴嶺神社御大祭ニ付御直參、

但御直垂、

同月廿五日

一 從二位様御始 御子様方御揃、此御邸へ被為人、

御船より花倉邊御花見、夜八時過山下へ 御歸邸、

午後四時御歸座、

四月一日

一 今般柳原前光殿ヲ以 勅書 御頂戴之御禮且誠意

御建言ノ御趣意有之、 從二位公ヨリ之正使珍彦

殿、 從三位公ヨリハ英之進殿、副使磯邸御家令

内出政風、山下御邸御家扶山本孫九郎、外ニ書記

兼務橋口千次、今日郵便船大有九ヨリ上京ス、

五月三日

一 從二位様 從三位様、櫻島江御迦レ、此日 岩崎

御藏御文書ヲ出シ櫻島江運フ事別冊ニ抄ス、

五月五日

一 城山戦争始リ、

同月八日

一 珍彦殿 英之進殿事忠欽殿、内田・山本・橋口、

軍艦ニ便船ニ而長崎ヨリ前之濱へ歸着、櫻島へ上

陸、

六月廿六七日

一 薩兵落去、

七月一日

一 從三位公櫻洲ヨリ午前九時暫時 御歸邸、午後六

時 御歸島、

同月十二日

一 從三位様奉始 御前様并御方々様櫻島ヨリ 御歸

邸、午前七

同月十九日

一 御文書箱六拾六箱、當邸ニ番御藏江御格護相成候

事、

七月三十日

一 忠久公御木像

久豊公

立久公

忠隆公

重豪公

桂山君

元久公同

忠國公

忠昌公

家久公御木像

重豪公

仲翁君

鍋保丸君

右 御方々様、是迄龍ノ尾神社江御安置被遊候處、

今般動揺火災ニ付、御墓御後江御迦相成居候旨司

官申出、因而鶴嶺鎮像殿へ御遷座被遊候事、

八月五日

一 櫻島出張執事方御用惣任舞ニ而引取、

八月十三日

一 山下御邸江被為 入、温故堂師員并幹事被為召、

今般騷擾ニ付御建設之學校斷然被廢候旨、 御兩

殿様御揃ニ而御直達、

九月一日

一 私學校黨再鹿兒島へ亂入ニ付、 御兩殿様御始櫻

島江御迦候、

同月廿四日

一 城山落去、

同月廿六日

一 征討惣督東伏見宮様、今日ヨリ御邸内御宿營、廿

九日 宮様御歸京、

同月卅日

一 御子様方島ヨリ御歸邸、

十月二日

一 東伏見宮御邸ヨリ御立、直ニ御出帆ニ而御凱旋ナ

リ、

十月三日

一 玉里御邸内家作廻リ為見分、東郷等差越候事、

十月五日

一 公近々御上京ニ付、御家令始御供内達有之、

同月六日

一 從三位様并 御前様櫻島ヨリ御歸邸、

十一月十六日

一 御上京ニ付、九重丸御座之間、為見分源四郎・藤

右衛門差越候事、

同月廿日

一 午前六時御供揃ニ而御發駕、九重丸七時御乗付、

九時當港出帆、

同月廿七日

一 去ル廿四日午後四時比横濱江御光着、翌廿五日午

前十二時比濱町御邸御光着被遊候旨電報達、

十二月五日

一 普姫様御餅踏御祝、

同月十二日

一 從三位様東京濱町御着之御左右、今日郵便相達、

山下御邸方江差廻、 從二位様達御聽候事、

同月十五日

一 丹生希正事、指宿表 從二位様御湯治先江何 御

機嫌、明日ヨリ差越候事、

同月十八日

一 龜嶺神社石鳥居、戰爭之節砲丸ニ而損居候處、

御大祭ニ付桁石取除方取付候事、

十二月廿一日

一 龜嶺神社御大祭、

同月廿六日

一 縣廳ヨリ承知之趣有之、指宿表 從二位様江御伺

トシテ房村猪之次指宿指越候事、

同月廿九日

一 銀行方江一時拜借相成居候金三万圓返上首尾相成

候事、

十一年中

一月十三日

一 當銀行方江金四万圓差出候様ニトノ電報ニ付相廻

候事、

同月十四日

一 縣廳第二課ヨリ御用ニ而、山ヶ野鑛山方明曆以来

山之山來記載之一冊、是迄出金高御帳留一冊差出

候様、青江秀ヨリ承知致シ候事、

二月十五日

一 先度兵火ニ罹リ民家江兩御邸ヨリ金壹万圓為御救

助下賜候、其功ニヨリ金壹萬圓御頂戴被遊候儀ニ

付御書付寫東京ヨリ御用封之内ヨリ相達、山下御

邸へ差廻候事、

一 承惠社々長喜人嘉之助ナリ、

二月廿三日

一 金四万六千五百五拾五圓七拾壹錢七厘

右ハ御賞典米石代學校費トシテ縣廳江御差出之株

ニ而當銀行ニ於而請取候付、鎌田・武宮持參致シ、

縣廳ニ等屬櫻木保又同丹羽昭陽出役相成、右兩人

江相渡候事、

二月二日 舊正月元日、

三月四日 舊正月三日、

一金壹圓 重富士族中ヨリ年始御祝儀御肴料トシテ

進上也、

二月七日

一 山下御邸兵燹之際、天子ヨリ御拜領之御太刀、

當御邸御藏江御格護相成居候付、今日町田為兵衛

江引渡候事、

二月十九日

一 今晚午前三時比 御女子様御誕生、

於典殿御出生様御乳付、

御産弓大山仲兵衛相勤、

二月廿二日

一 鑛山方任職之而々都而被廢候、

但追々御雇人入數有之略ス

同月廿五日

一 御出生様御七夜御祝ニ付 御典殿御上リ、

三月七日

一 花尾山倒杉御用材江御卜占御祈願本田武備江御依
頼之上、御願濟相成候事、

三月十三日

一有村國彦第五国立銀行頭取被仰付候事、

同月廿四日

一今日縣令岩村、大書記官渡邊初參邸、御庭拜見、

同月廿七日

一今日得能彦左衛門取調之御帳記録類相下候事、

四月六日

一今藤助左衛門事、御家譜編集方得能彦左衛門手添

被仰付候事、

同月十一日

一新納時、今日教師佛人并朝倉某其他礦山掛ノ人員

同伴、山ヶ野鑛山江被差越候事、

四月廿四日

一近々御歸縣之電報アリ、

四月廿七日

一五月八日飛脚船ヨリ 公東京御立云々電報、

五月七日

一從三位様今日横濱御立、神戸江四五日御滞在ノ御

賦リ電報、

同月十二日

一明十三日御出帆ノ電報兵庫ヨリ達ス、右ニ付山下

御方江も中上ル、

同月十七日

一從三位様御着艦、委細御下縣日記ヨリ抄スル故略ス、

但眞之助様ニハ山川ヨリ御上陸、公ニモ御同

行之筈候處、風立ニ而海上寄船出来兼候付不

被為入候事、

六月四日

一後三時ヨリ黒岩江御乘廻し 御出掛、玉里江御立

寄、御普請御覽、

同月六日

一貞姫様御百ヶ日御祝、

同月

一午前九時御發邸、豊瑞丸ヨリ午十二時指宿湊へ御

着船 御上陸、眞公子御出迎へ、二月山江被為

入、午後五時御立、九時比磯へ御歸邸、

七月八日

一紡績方濱崎太平次江御拂下ニ付御引渡相成ル

八月十三日

一宮内卿徳大寺實則殿ヨリ御達書御到来、

八月廿七日

一悦之助様御病氣ニ付指宿江 從二位様へ何 御機

嫌、

八月廿八日

一悦之助様御病氣御快キ方ナリ、

九月九日

一普姫様午前七時比御天亡、

同月廿七日

一花勝見普姫様鶴嶺神社江御遷魂、御分靈ハ御神棚江

御遷シ、

十月二日

一黒岩御邸へ御乘廻し御出掛、玉里御邸へ被為入、

御家作廻り御覽、

十一月十七日

一從二位様御初 御子様方今日指宿御立、豊瑞丸江

御乗船、午後二時比前之濱江 御着船、直ニ 御

上陸、玉里邸へ 御光着被遊候、 從三位様ニも

被為 入筈候へども、本日御混雜中ニ付彼御方ヨ

リ 御出斷相成、懇と 御扣相成候事、

十一月廿三日

一御前様御誕生日ニ付神明社江御代參、

十二月十四日

一今日御二度後ヨリ御駕籠ニ而冷水筋御通行、玉里

江被為 入、後六時 御歸邸、

十二年一月ヨリ五月ニ至ル一冊

一月一日

一五社 御直參、

二日

一鶴嶺神社等江 御直參、

三日

一御前様御着帯被為濟御祝、

四日

一清姫様・満姫様年始ニ付五社并鶴嶺神社へ 御參詣、

同月十四日

一國分八幡神社内江 氏久公御木像有之候處、今般

鶴嶺神社内鎮像殿江御遷座一條ニ付、内田・武

宮・瀧岡等國分江差越候事、

一月十六日

一玉里御邸ヨリ為 御饒別御招待被為 在、午前十

一時過御馬ニ而御出、夜入過 御歸邸、

同月廿三日

一玉里御邸江為御暇乞被為 入候事、

同月廿六日

一今日十二時過 從三位様御立、豊瑞丸江御乗付、

清姫様 充姫様 常姫様 知姫様ニハ午前十一時

比御乗付也、

同月廿七日

一風并不宜、明日廿八日山川御出艦之筈候旨問合有

之、

同月卅一日

一昨午後十一時神戸 御着船之電報有之、

二月三日

一今日午前八時兵庫御 發駕被遊候旨電報、

二月十七日

一昨日午後四時東京袖ヶ崎御邸江被遊 御着候段電

報、

五月一日

一龍尾神社、今日鶴嶺神社江御合祀ナリ、

一十三年六月ヨリ十二月迄一冊

六月三十日

一悦之助様御上京ニ付、重持・千二・長左衛門玉里江

別勤、

八月廿一日

一照國社御建築ニ付、掛之方ヨリ拜借金額之云々東

京江掛合越、

九月八日

一悦之助様御事、從五位御拜命ニ付、重持為御祝儀

「玉里へ就」
差越候事、

同月廿一日

一縣令渡邊千秋初、上村行徵其他縣官十三名、為月

見參邸、

十月七日

一從五位様御事、今日午前八時入港豊瑞丸ヨリ御着

艦御上陸、玉里御邸江 御着、

同月卅一日

一照國神社御大祭、

一十四年一月ヨリ十二月迄一冊

一月三十日

一舊正月元日、東郷重持五社御代參、

三月十日

一從五位様御事、此内より御病氣之處、段々被差重、

終ニ夜半御養生無御叶御逝去被遊候事、

四月廿三日

一今日板倉様ヨリ○五月ノ問合ニモ先月廿二日御前様被為御婚禮 首尾能被為濟云々

入筈候ニ而、昨日東京より電報相達トアリ、

同月三十日

一玉里御方御遷魂祭、鶴嶺神社へ皆吉參詣、又鳥津

圖書頭・鎌山出雲守・比志鳥紀伊守・伊勢兵部少

輔・伊集院下野守之五名從祀之面々、此節神鏡江

遷魂祭事ニ付中原參詣、

五月十四日

一昨日 兩皇后様行啓御都合ヨシ恐悦玉里工披露セ

ヨ、今日電報也、

六月十日

一昨日午後三十分發電報今朝達、左ノ通り、

本日午後二時後女子様御出生御丈夫恐悦御披露頼

ム、

十二月六日

一照國神社御建築上棟式、

一十五年一月ヨリ十二月迄一冊

一月廿五日

一照國神社御正遷宮、御代參重持、

二月廿三日

一紡績所器械、濱崎方ヨリ今日請取、

十六年中 一冊

三月十三日

一本日島津珍彦殿被任、照國神社宮司候事、

二月廿二日

一本日玉里 富姫様御上京、豊瑞丸ヨリ、

七月二日

一本日暁於東京 御男子様御誕生被遊候段電報、

八月十二日

鳥津珍彦殿御嫡女島津久寛殿江御婚禮去ル三日

被整候段、加勢ヨリ御届申出候、

九月十五日

德之助様俄ニ御不例、本日午後五時御逝去之電報

アリ、

十月廿三日

德之助様御遺髪并 御靈、本日午後五時比大迫藤

十郎御供ニ而御着邸、豊瑞丸ヨリ、

正二位様御上京、一卷帳日記ナシ問、合等ニテ記ス

八月三日前之濱御出帆、佐多岬ヨリ東風ニテ波浪、

日州洋風浪強シ、瀬戸内ニ入り平海、五日午前二

時兵庫御着、薩摩屋江被為入、同日午後西京へ御

登り、六日名古屋、七日静岡、八日午後四時御着

京、品川停車場江御出迎段々有之、

廿四年四月 御下縣、一卷帳前問冊、日記ナシ

三月三十日東京御發程、同夜名古屋御一泊、三十

一日西京御着、四月一日御滞在、宇治へ御遊行、

菊屋ニ於テ御午飯、午後四時西京御歸館、二日午

前九時汽車ヨリ御立、午后三時神戸御着、馬車ニ

テ兵庫花壇へ御投宿、三日午後一時美濃丸 御乘

船、二時神戸出帆、四日午前十一時比ヨリ瀬戸内

ヲ出テ日州ニ出ツ、東南風悪ク船動揺、五日午前

六時颯灣御帰着、

正二位様御事、今般 露國皇太子殿下御負傷ニ付、

天機御伺且同殿下御見舞トシテ 御上京可被遊旨

被 仰出候事、

明治廿四年五月十二日

五月十二日、午後五時御出殿、小蒸氣鶴峯丸ヨリ

御乗付也、午後六時出帆、安治川丸ヨリ御上京、

此日海上極平和、

○十三日、油津及ヒ細島へ寄港、海上平穩、

○十四日午後九時四十五分、神戸港御着船、

○十五日午前八時、露國公子館ニ被為入、夫ヨリ露

國皇太子「ニコラス」親王殿下御見舞トシテ御召

艦「アゾウア」號江御出アラントス、然トモ 殿

下ヨリ午後三時御迎船ヲ差上ル故ニ全時御來艦被

下タシトノコトナリ、一往ハ御辭退アラセラレ候

ヘトモ、無余義事情ニテ其意ニ任セ期刻御訪問ア

リ、殿下室階ノ下マテ出迎ヒ御室ニ御誘引、

種々御懇談ノ後、午後三時過キ御歸リ、御歸途停

車場ヨリ午後五時二分發ノ汽車ヨリ御出發、七時

四十八分京都七條停車場へ御着、夫ヨリ御車ニテ

御參内、天機御伺トシテ宮内省マテ御出頭、直

ニ御退出、御旅館中村樓ニ御宿、

○十六日雨、天機御伺トシテ午前九時御馬車ニテ

御參内、天顏 御拜ニテ御退出、久邇宮へ御

見舞、午前十二時比 御歸館、

○十七日午前十時比、徳川公爵被為入、御歸後相國

寺へ 御參詣、御歸途徳川公爵旅館へ御見舞、

○十八日、晴、

○十九日午前八時廿七分發ノ汽車ヨリ神戸へ御出、

小蒸氣ニテ 露皇太子殿下へ御暇乞トシテ御召船

「アゾウア」號へ被為入御際、同殿下ヨリ御懇ノ

御意アラセラレ、金杯コップ一箇被進、則御拜受

被遊候、御退艦後再ヒ御用邸へ被為入、 鳳輦ノ

着御ヲ御奉迎、 龍顏御拜ノ上御退出、兵庫常盤

花壇へ被為入、御晝飯後又々御用邸へ被為入、別

仕立汽車ヨリ 陛下ト御同列車ニテ御歸リ、午後

五時十分西京中村樓へ御歸館、

○二十日、本日天皇陛下ヨリ 御冠棚壹箇、花瓶一對

御拜領、御書附相添候事、

今般露國皇太子殿下へ御見舞向ハ勿論、 殿下ヨ

リ結構ナル御品御拜受、且 陛下ヨリモ 御品拜

受ニ付、御祝意トシテ御旅館中村樓ニ於テ有栖川宮始貴顯方ヲ御招待、其人數、

有栖川宮殿下 西郷内務大臣殿 土方宮内大臣殿

青木外務大臣殿 高嶋陸軍大臣殿 徳大寺侍從長

殿 黒田枢密顧問官殿 伊藤宮中顧問官 北垣京

都府知事^{宇上} 長崎式部官

○廿一日午前八時、天皇陛下還幸ニ付 天機御伺

トシテ御參内、七條停車場マテ御奉送、午前十一

時御歸館、同五十分御出發、十二時二十分汽車ヨ

リ御發、午後三時二十分神戸御着、午後十一時三

十分御旅館御出發、筑後川丸へ御乗附、午後一時

御出帆、

○二十二日、瀬戸内海平和、

○二十三日午前、細島港及油津寄港、夜十一時三十

分御着覽、十二時過御歸邸、

○露國皇太子遭難ハ五月十一日、十三日軍艦へ御戻

リ之事、

○皇太子ノ挨拶

二晝夜ヲ費ス程ノ遠方態々訪問ヲ蒙コト感謝ニ堪

ヘズ、

一遭難ノ有様ヲ懇ニ語ラレタリ、

一鹿兒島ニ於テ鄭重ナル款待今ニ忘レズ、今後モ頭

腦ニ銘ストノ謝詞、

此間希臘親王モ來ラレタリ、

後チニ犬追物ヲ見セラレシトキ、弓術ヲ能クセシ人ハ爰ニ在リヤト問ハレ、東郷重持ヲ見テ大ニ共業ヲ賞美アリ、

○十九日早旦、露國公使ヨリ皇太子ノ命ヲ以テ軍艦

ヘ島津公ノ來臨ヲ請フ旨通牒アリ、因テ御出ニナ

リシナリ、

○本日午後浦塩斯德ヘ向解纜スト 皇太子言ハレタ

リ、

○寫眞ヲ五ニ送ルベシト約束アリ、

○皇太子ヨリ室内卓上ニアル所ノ天鷲絨張ノ函ヲ手

白ヲ開カセラレ、是ハ我國舊都莫斯科府ノ宮殿ニ

アル所ノ古キ形ヲ模型シタルモノナリ、今回ノ紀

念トシテ公ヘ進呈スルトノコトニテ、公ハ之ヲ受

ケ、永ク殿下ノ御紀念トシテ我家ニ保存スルハ勿

論、一家ノ歴史ニ傳ヘ子孫ニ遺スベシト答ヘラル、

□年六月十八日問合

○二之丸儀、以來山下御屋敷と相唱候様 御沙汰被

為在候旨有之、

同年七月十六日

○近衛忠房公御逝去、

同年同月問合、

○華族當地住居被仰出候との事、

同年九月卅日東京ヨリ問合、

○近衛篤磨様御家督御相續御願之通り被為濟云々、

○十一月五日、濱町二丁目口ノ二番地御賣拂ニ付、
武宮江御委任状之事問合相成、同十八日地券書替

願之権理委任之委任状御差遣相成候と有之、

○從三位様・眞之助様、十年十一月廿四日暮横濱御

着、翌廿五日濱町江御着、

但鹿兒島御發之當夜九時油津御泊、十一月廿一

日油津御發船ナリ、大坂ヘハ御立寄無之ト之

由、

翌廿九日、天機御伺トシテ御參 朝 天顏御拜、

從三位様・眞之助様十一月十七日御着覽、

○十一年六月四日、濱町御拂可相成一段否、袖ケ

崎江御本邸替之問合、右ニ付濱町ハ先貸地御出可

然之返答、

○十一年六月廿一日、黒田長薄様從三位ニ被叙、

○袖ケ崎御經營十一年八月十五日方ヨリ御着手、

○櫻田・高輪御邸之來山、十一年九月問合中ニ得能

氏覺之次第調書有之、

○十一年十一月廿九日袖ケ崎御邸ヘ御届之上引移濟、

○鶴嶺神社縣社御取消一條、八年四月問合、右ニ付

教部省ヨリ土持出仕諭之旨有之、

十七年十月廿一日問合、

○造士館再建願ニ付、御願書案相添、右ニ付年々金

九千四百圓ソ、御寄附之御願、^{十二日}

但縣令宛也、

十八年一月十六日

一 華族夫人ハ何子ト致一定度華族局主事ヨリ照會、

諸問合帳、

一 十七年十二月十日迄三而此御邸御座之間落成、十

一日御徒之御式有之、問合、

一 清姫様十八年五月三日鹿兒島御發艦、同十二日御

着京、六月十三日黒田家御入輿、

一 鹿籠金山事件ノ問合、十八年六月十二日、

一 史籍集覽目錄十八年九月、

2 「御家譜編集」一件帳

(表紙題簽)

「御家譜編集」一件帳 全

(中表紙)

「明治二十一年四月八日ヨリ

御家譜編集事件雜記

掛 平田宗高

○

四月八日

御家譜編集掛

月給十五圓

平田宗高

右通御雇被成候事、

明治廿一年 月

磯島津邸(磯島津家執事之印章)

家令□

右三付御家令より編集方之儀下町海岸養穀社江被
建置、市来四郎致出席候得共、御家譜編集ニ付

テハ御文書類御藏より出シ入レモ有之候ニ付、御

邸内江編集方分席被召建、於同所取調被仰付候□

致承知候事、

四月九日

一 養穀社編集方江差越、市来四郎江前件之形行打合

置候事、

四月十日

一 今日より御邸内江御家譜編集席被召建、取調方着

手ニ及候事、

○二(「鹿兒島 磯島津家」ノ用紙ニ記入サル)

御家譜編集之儀ニ付何

御家御代々様御譜之儀、早速取調仕候處、重豪公

迄ハ全篇御編述相濟居候間、今般右 御系續ニ付テ

ハ先以 齊宣公御譜ヨリ起筆シ、右 御以来様御

順々編纂可仕哉、尤 御先代様方御譜御躰茲ニ基キ、

都テ編集可仕哉、此段奉伺候也、

但着手ノ上存付ノ廉々尚時々可奉伺候也、

御家譜編集掛

明治二十一年四月十一日 平田宗高

「右之通相認家令江相伺候處、右通之 御趣意無相違候間、
右之心得ヲ以編集致可然別段不及伺候段承知致候事」

○三(「鹿兒島 磯島津家」ノ用紙ニ記入サル)

四月廿三日

一 中山王江之御書翰又ハ御家老ヨリ王子・三司官等

之書翰、御譜ヘ記載ニ付、今日琉球館在勤稲福親

雲上呼出相成、左之通書面ヲ以依頼シ、尚口上ヲ

以委細演說致置候事、「但池田庄次郎附添出頭候事」

記

「島津家々譜編集ニ付、先代齊宣以来 國王様江之

書翰、字形等現書ノ通り模寫之事、

但別紙重豪家譜中記載之書翰写相添候事、

一右同断ニ付、國王様ヨリ何ぞ之御祝儀伺御機嫌等ニ被及候節、家老ヨリ王子并三司官方宛之書翰見写シ之事、

但同断、

一右兩条、書翰餘多之通數ニも及候ハ、齊宣以來代順ニヨリ寫取ノ上、出来候分ヨリ追々御遣シ相成候歟、又ハ都テ現書ノ俣御借シ相成候歟、何レニテモ可然候、尤現書御借シ相成ルニ於テハ、於此方寫濟次第、早速可及御返納候事、

代順左之通、

齊宣 天明七年正月家督、

文化六年六月隱居、称溪山、

天保十二年十月逝去

齊興 文化六年六月家督、

嘉永四年二月隱居、称宰相、

安政六年九月逝去、

齊彬 嘉永四年二月家督、

安政五年七月逝去、

忠義 安政五年十二月家督、

右条々之通、御依頼中度候事、

明治二十一年四月

尚泰殿

家令御中

右ニ付明和九年九月 重豪公御書翰写志通、為年始

之嘉儀ト書出シタルモノ及ヒ天保二年十二月從國王様尊書致拜見候、祝姫様御婚姻ト書出シタル御家老連名三司官宛之書翰迄通写取、為見合相添候事、

○四 (鹿兒島 磯島津家)ノ用紙ニ記入サル)

加治木天神馬場
三百六拾六番住
竹内民右衛門

右江御家譜編集清書用紙試澆方中付置候事、

○五 (鹿兒島 磯島津家)ノ用紙ニ記入サル)

御當家御家譜編集相成事候處、齊宣公天明七年御家督以來 御當代ニ至ル迄、其御家 御直元服之節賜り候 御加冠之御書付、右御家譜中記載用ニ付御借用給度、寫濟ノ上ハ早速可及御返却候条、乍御手数御都合ヲ以御差出給度、此段及御依頼候也、

「追而焼失等ニ而當分御所藏無之候ハ、其段も乍御手数御報給度候」

明治廿一年五月五日

川上東馬殿

磯島津邸 (印)
執事方

島津小平太殿

土岐四郎殿

比志島隼人殿

入来院家御加勢中

鎌田正夫殿

追而至急御順達、當分他所居住等ニ而御継渡難相成分ハ、其儘御返却可給候、

「右十二家江之回京、五月五日川上東馬方江持越候様小仕江中付置候事」

○六 (鹿兒島 磯島津家)ノ用紙ニ記入サル)

上封

宮崎縣那珂郡廣瀬 鹿兒島縣吉野村
島津忠亮様 千六拾貳番地
御家扶御中 島津忠義様

家扶

當島津家御譜編集相成事候處、右記載用相成候ニ付、左ノ件々 其御家御系譜又ハ御帳留類相見得候ハ、乍御手数夫々御寫取御遣シ被下候様致度、此段御依頼申上候也、

島津忠義様

家扶

明治廿一年五月八日

島津忠亮様

御家扶御中

一當家 齊宣公 齊興公 齊彬公御代ヨリ 御當代迄之間、其御方様鹿兒島江御光米毎度之年月日御滞在日數御往來筋及ヒ其節諸所江御參詣御遊行等之次第、

一右同断之間、其御方様ニ御往復之御書翰類、

但可成字形程恰好等現書ノ通り御模寫、

一右同断之間、重立タル事件ニ付御家老等御往復之書類、

但見寫シ、

○七 (鹿兒島 磯島津家)ノ用紙ニ記入サル)

今般 齊宣公御以來御家譜編集記載用ニ付、左ノ件々御取調御差出給リ度、此段及御依頼候也、

明治廿一年五月十一日 磯島津邸 執事方
種子島守時殿

一 齊宣公天明七年 御家督以來 御當代迄之間、御直元服之節賜リ候 御加冠之御書附、御借用給リ候歟、又ハ御模寫給リ候歟之事、

一 其御家格等之儀ニ付、仰出又ハ御達類写取之事、但字形等大キク重立候御書類ハ御模寫給リ度事、

一 御名代等其他凡ソ 公室ニ関スル御勤有之候節之次第年月日、又ハ被 仰付候御書類等記述之事、

○八 (鹿兒島 磯島津家)ノ用紙ニ記入サル
十九年五月十九日
一 島津右門方江者宗高名前ニ而佐多正之助殿御加冠之御書付借用方申遣置候事、

○九 (鹿兒島 磯島津家)ノ用紙ニ記入サル
島津家々譜編集見合用ニ付、天明七年以後、清國ヨリ琉球へ冊使到来及ヒ江戸將軍家江琉球ヨリ使者差立相成候毎度之事件、別紙ケ条ニ基キ御取調御通知被下候様致度、毎事乍御手数、此段及御依頼候也、

明治廿一年六月五日 磯島津邸 執事方
尚泰殿 家令御中

〔天明七年以後〕
冊使之事

一 清國何帝冊使官姓名

一 同副使官姓名

一 年号何年何月何日琉球来着

一 何月何日勅書授與

一 何月何日帰帆
〔天明七年以後〕

將軍家代替リ又ハ 琉球代替ニ付江戸へ使者之事
正使副使人名
但 將軍家代替リ歟又ハ 琉球代替リ之譯書

右從者何人
一 正副使鹿兒島へ着年月何年何月何日

一 同鹿兒島着年月日 但太守被召列候訳、
〔タトヘバ九州トカ東海道トカ云フ類〕〔久美崎トカ下関トカ云フ類〕

一 中途何所ヲ経テ何所ヨリ乗船、何所着、何所滞在、何月何日江府着等之次第

於江府登城年月日
但西ノ丸登城アラバ同断、

一 登城音楽ノ月日

一 江府着年月日

一 鹿兒島着年月日
右条々、年月日等不詳分ハ其譯可記、

右、廿一年六月五日稲福親雲上江於當御邸致依頼置候事、

○一〇 (別紙綴込、鹿兒島 磯島津家)ノ用紙ニ記入サル

預リ書

種子島家御家譜六拾九冊*

但卷之十九ヨリ卷之八十七ニ至ル、

箱入付

右者、島津家御譜編集参考用トシテ正ニ預置候也、

明治廿一年六月十二日 磯島津邸 御家譜編集掛
種子島保殿 平田宗高*

○一一 (赤ノ罫紙ニ記入サル)

島津忠義公御家譜編集ニ付、御先代齊宣様御以來國王へ御書翰、並ニ國王ヨリ何ソノ御祝儀伺御機嫌中上候節、御家老衆ヨリ王子・三司官方宛ノ御書翰寫方ヲ以テ差上候歟、又ハ現書借シ上候トモ何分可取計旨被仰越趣致承知候、右御書翰現書並書寫ノ書籍ハ、明治十二年廢藩混雜ノ際紛失致シ候哉、折角査探致シ候得共見當不申候ニ付、御申越通ニハ不相調次第御座候、此段御返答申上候也、

明治二十一年五月廿七日 尚泰家扶 摩文仁賢貞

磯御邸 執事御中

(綴込、封紙ウハ書) (二錢切手ヲ貼ル)

〔響嶋旧琉球館ニ於テ (コノ當所郵便印) 首里一及ヒ那覇受付 八五月二十七日 鹿兒島 着 八六月二十二日〕

稲福親雲上

(封紙裏書)

沖繩中城殿ニテ

〔封印〕

○ 摩文仁親雲上

〔封印〕

○ 一二 (鹿兒島 磯島津家) ノ用紙ニ記入サル

御當家御家譜編集相成事候處、齊官公天明七年御家督以來 御當代ニ至ル迄、其御家 御直元服之節賜リ候 御加冠之御書付、右御家譜中記載用ニ付御借用給度、寫濟之上ハ早速可及御返却候条、乍御手数御都合ヲ以御差出給度、此段及御依頼候也、

追而焼失等ニ而當分御所藏無之候ハ、其段も乍御手数御報給度候、

磯島津邸

明治二十一年五月五日

(朱印、印文「磯島津家執事之印」
執事方□)

○ 川上東馬殿〔付券〕
〔焼失仕候〕
川上東馬

(朱印、印文「島津」)
○ 島津又七殿

○ 樺山權左衛門殿〔付券〕
〔焼失仕候〕

○ 島津小平太殿〔付券〕
〔焼失仕候〕

○ 喜入久博殿〔付券〕
〔焼失仕候〕

○ 土岐四郎殿〔付券〕
〔焼失仕候〕

○ 比志島隼人殿

○ 入来院家御加勢中

鎌田正夫殿「出ツ」

○ 伊勢建彦殿

○ 小松清直殿〔付券〕
〔焼失仕候〕

諏訪甚六殿

(頭注)「島津助之丞方取調候處、是亦焼失之由也」

追而至急御順達、當分他所居住等ニ而御繼渡難相成分ハ、其儘御返却可給候、

○ 一三 (赤ノ罫紙ニ記入サル)

天明七年以後清國ヨリ琉球へ冊使到来之事

○ 清國嘉慶皇帝冊使翰林院修撰趙文楷、

同副使内閣中書李鼎元、

寛政十二年夏琉球來着撰吉勅書授與、月日不
相分、

同年冬月日不
相分、帰帆、

○ 清國嘉慶皇帝冊使翰林院編修齊鯤、

同副使工科給事中費錫章、

文化五年夏琉球來着撰吉勅書授與、月日不
相分、

同年冬月日不
相分、帰帆、

○ 清國道光皇帝冊使翰林院修撰林鴻年、

同副使翰林院編修高人鑑、

天保九年夏琉球來着撰吉勅書授與、月日不
相分、

同年冬月日不
相分、帰帆、

○ 清國同治皇帝冊使右春坊右贊善趙新、

同副使内閣中書舍人干光甲、

慶應二年夏琉球來着撰吉勅書授與、月日不
相分、

同年冬月日不
相分、帰帆、

天明七年以後江戸へ使者立之事

○ 將軍御代替ニ付江戸へノ正使宜野灣王子朝陽、

副使幸地親方良篤、

右從者人員不相分、

正使寛政二年六月十四日、副使七月廿一日鹿兒

嶋着、

鹿兒嶋発月日不相分、

但大守様御召列ノ訳不相分、

中途経行ノ順次不相分、

十一月廿一日正使副使江戸着、

於江戸登城年月不相分、

登城音楽ノ月日全上、

江戸發月日全上、

翌年三月十三日正使副使トモ鹿兒嶋ニ帰ル、

○ 國王代替ニ付江戸へノ正使大宜見王子朝規、副

使安村親方良頭、

右從者人員不相分、

寛政八年七月十七日正副使鹿兒嶋着、

鹿兒嶋発月日不相分、

但太守様御召列ノ訳不相分、

中途経行ノ順次不相分、

十一月廿五日正使副使江戸着、

於江戸登城年月不相分、

登城音楽ノ月日全上、

江戸發月日全上、

翌年三月二日正使副使トモ鹿兒嶋ニ帰ル、

○ 國王代替ニ付江戸へノ正使讀谷山王子朝敷、副

使小祿親方良頭知、

右從者人員不相分、

正使文化三年六月廿九日、副使七月四日鹿兒嶋

着、

鹿兒嶋発年月日不相分、

但太守様御召列ノ訳不相分、

中途経行ノ順次不相分、

十一月十三日正副使江府着、

於江府登城年月日不相分、

登城音楽ノ月日全上、

江府発月日全上、

翌年三月六日正使副使トモ鹿兒嶋ニ帰ル、

一〇將軍御代替ニ付正使浦添王子朝憲・副使座喜味親方盛善、

右従者人員不相分、

一 正使天保十三年六月五日、副使六月六日鹿兒嶋着、

一 同年八月廿二日、正使太守様ニ随テ鹿兒嶋發、

副使同廿一日同所發、

中途経行ノ順次不相分、

十一月八日正副使江府着、

於江府登城年月日不相分、

登城音楽ノ月日全上、

江府発月日全上、

翌年三月二日正使副使トモ鹿兒嶋ニ帰ル、

一〇國王代替ニ付正使玉川王子朝達・副使野村親方

朝宜、

右従者人員不相分、

嘉永三年六月十日正副使鹿兒嶋着、

同年八月廿一日太守様ニ随テ鹿兒嶋發、

中途経行ノ順次不相分、

十月三十日江府着、

於江府登城年月日不相分、

登城音楽ノ月日全上、

江府発月日全上、

翌年二月十七日正使副使トモ鹿兒嶋ニ帰ル、

一〇將軍御代替ニ付正使伊江王子朝忠・副使與那原親方良恭、

右従者人員不相分、

一 正使安政五年五月廿七日、副使同三十日鹿兒嶋着、此時江府多事ニ逢テ延期、同九月廿六日國

ニ帰ル、

〔本記事中ノ〇印ハ朱書〕

嶋津忠義公御家譜編集御見合御用ニ付、清國ヨリ琉球へ冊使到来及ヒ江戸へ琉球ヨリ使者差立候毎度ノ

事件取調御通知候様被仰越趣承知致シ候、廢藩置縣

ノ際書類紛失、雛形通り精細ノ調査難成、別紙通調

へ方相整候分差上越候、此段御報答仕候也、

明治二十一年七月十五日

尚泰家扶

摩文仁賢貞

磯御邸

執事

御中

一〇一四 (別紙綴込)

清國冊使之件ニ撰吉勅書授與ト相見得、是ハ吉日ヲ

撰シテ勅書ヲ授トスルノ事歟、又者此之勅書ヲ撰吉

勅書ト唱フル事ナルヤト御尋向有之候段被中越趣致

承知候、是ハ吉日ヲ撰テ勅書授與ノ趣意ニ而候間、

其段御返答可被中上候、以上、

七月廿九日

摩文仁親雲上

稲福親雲上

一〇一五 (別紙綴込、南部信順譜ナラン)

〔南力〕部順様御位併御逝去年月日

從四位

明治五年二月廿日御逝去、

一 御神號御法號之訳相分り不申候、

〔右、垂水於朝殿方江札候留也〕

〔於朝ハ信順女、垂水島津家貴教室〕

一〇一六 (別紙綴込)

〔從二位〕「神葬祭」 「執事方帳留書抜」

一 黒田長溥様

廿年三月七日御逝去、

〔佛祭〕

一 戸田善親院様

十八年五月十六日御逝去、

一〇一七 (鹿兒島 磯島津家)ノ用紙ニ記入サル)

當島津家御譜編集ニ付 齊宣公天明七年御家督以来

其御方様鹿兒島江 御光来之年月日、或ハ御往復之

御書翰類、又ハ重立タル事件ニ付御家老往復之書類

御寫取御遣被下候様、本年五月八日ケ条書ヲ以御依
頼申上置候間、乍御手数おのつから御着手被下候半
と存候、然處素ヨリ 齊宣公ヨリ 御代々御順次ニ
編集致ス事ニ付、先ハ 御同公天明七年 御家督以
來文化六年 御隱居迄ノ年間ニ係ル事件丈ケ今茲ニ
テハ御寫取御遣し被下、其餘ハ追々之事ニ被成下可
然候条、更ニ此段御依頼申上候也、

明治廿一年十二月十日 烏津忠義様 家扶

高津忠亮様 御家扶御中

上封
宮崎縣那珂郡廣瀬 鹿兒島縣吉野村
烏津忠亮様 千六拾貳番地
御家扶御中 烏津忠義様 家扶

○一八 (別紙綴込)

尚々本文之帳簿御預書被成下候得者仕合ニ
奉存候、

記

一文化二年ヨリ弘化五年迄之帳簿九拾八冊、
右者、御用御見合相成候ニ付差出候様烏津久明
方江被仰聞置候ニ付、為持差上申候間御落手被
下度、尤私以参差上筈候得共、無據差支之儀有
之、乍憚以書中奉得貴意候、自分不日久明参上、
細事可申上候也、

廿一年十二月十五日 高津久明加勢代理 古川神兵衛

磯御邸ニテ
半山九十郎殿

○一九 (青ノ罫紙ニ記入サル)

文化二年より十五年迄 拾六冊

内 二年一冊・三年一冊・四年一冊・五年一冊・七年一冊・八年四冊
十年二冊・十年一冊・十三年一冊・十四年一冊・十五年一冊

天保三年より十五年同 拾冊

内 三年一冊・四年一冊・六年一冊・七年一冊・八年一冊・九
年一冊・十年一冊・十二年一冊・十三年一冊・十五年一冊

寛政元年より十三年同 拾三冊

内 元年一冊・二年一冊・三年一冊・四年一冊・五年一冊・六年一
冊・八年一冊・九年一冊・十年一冊・十一年一冊・十三年一冊

寶曆二年より十四年迄 拾三冊

内 二年一冊・三年一冊・四年一冊・五年一冊・六年一冊・七年一冊・八年一冊
九年一冊・十年一冊・十一年一冊・十二年一冊・十三年一冊・十四年一冊

安永三年より十年同 七冊

内 三年一冊・四年一冊・五年一冊・六年
一冊・七年一冊・八年一冊・十年一冊

寛延二年より四年同 四冊

内 二年一冊・三年
一冊・四年一冊

文政二年より十三年迄 六冊

内 二年一冊・七年一冊・八年一冊
九年一冊・十年一冊・十三年一冊

延享元年より五年同 五冊

内 元年一冊・二年一冊・三年
一冊・四年一冊・五年一冊

享保十二年より廿一年同 四冊

内 十二年一冊・十七年一冊
廿一年一冊・二十一年一冊

天明四年より八年同 三冊

内 四年一冊・五年
一冊・八年一冊

正徳元年より二年同 貳冊

明和七年より九年同 三冊

寛保二年より四年同 貳冊

享和二年 一冊

元文五年と書出之帳簿 一冊

系圖方と書出之同 一冊

久林用帳 一冊

丑正月元日と書出之同 一冊

久甫用帳 一冊

元文二年於徳様御用帳 一冊

享保七年又吉御禮使用帳 一冊

久健用帳 一冊

弘化二年より五年迄 四冊

惣數九拾八冊

明和四年御用帳 一冊

右、前行相洩居候分、

右惣冊數百壹冊也、

但現冊引合濟、

此冊數ニ而預リ書遣ス置也、

〔寛政七年 一御用帳 一冊〕

右者前以差出置ニ付、此節預リ書外也、然レトモ

同箱内江入置候事、此冊迄合而百貳冊トナル、

(頭注) 一本文目置用帳百貳冊御用濟、

明治三十一年十二月廿日都而返戻致置候事

○二〇〔鹿見島 磯島津家〕ノ用紙ニ記入サル

親王御筆壹枚 一条忠良公御筆壹枚

御殿重二包 白色紙巻結

書翰式通 以上巻箱入、

掛物式幅心幅八和歌筆跡
心幅八室舟圖

奥家系圖巻卷

右、廿二年一月廿八日、奥次郎兵衛より差出ニ

付預リ書差出置候事、但用紙入ル白木長持
内其致格護置事

○二一〔磯島津家〕ノ用紙ニ記入サル

拜啓、陳ハ 御家譜御編集ニ付、右材料之義囊ニ被

仰越候處、先以テ 齊宣公御代ニ係ル分取調、其余

ハ追々ニ御送付致可然旨、猶又家文之御照会之趣致

了承候、右ハ東京邸へも申遣シ、目下取調中ニ御坐

候間、今暫之處御猶豫被下候様致度、甚遅延罷成、

御不都合ト奉存候得共、可然御諒承相願度、此段御

詫旁得尊意候也、

島津忠亮殿

明治廿二年二月廿二日 家扶

磯御邸

御家扶

御中

○二二〔鹿見島 磯島津家〕ノ用紙ニ記入サル

記

一御家譜清書用紙五束

先達而加治本竹内民
右衛門漣方致候分

内 此紙代巻束ニ付金壹円貳拾銭つゝ、

五帖 先達どうさ引之分、

巻束五帖 廿一年十月廿三日張物師孫兵衛
江しき引方トシテ渡置クナリ

廿一年十月廿二日、小田一郎兵衛 御家譜編集清

書掛被命、廿三日より清書取掛之事、

十一月十五日孫兵衛より受取、

一用紙六拾三枚

どうさ引濟、

十一月卅日同断、

一全拾九枚

同断、

十二月九日

一紙貳拾貳枚

同断、

十二月十四日

一紙貳拾三枚

同断、

十二月十八日

一紙貳拾貳枚

同断、

同月廿二日

一紙貳拾三枚

同断、

同月廿三日

一紙拾六枚

同断、

同月廿五日

一紙拾七枚

同断、

廿二年一月六日

同貳拾貳枚

同断、

一月七日

同貳拾貳枚

同断、

一月九日

同拾壹枚

同断、

一月廿九日

同貳拾枚

どうさ引直し分、

内拾壹枚不用立、

○二月四日三拾八枚 ○二月七日貳拾枚 ○二月八日貳

拾六枚 二月廿五日四拾貳枚 ○三月七日拾八枚

○三月十九日三拾八枚 ○三月廿五日四拾九枚

同日 五拾枚

右以前ニ孫兵衛方江受取候分是丈ケニ而悉替之由、

合計五百六拾壹枚

内凡ソ四拾枚程再どうさ引用ニ渡シタル分トシテ

紙數五百貳拾壹枚

元渡高紙數六百枚ニ七拾九枚之不足、

但どうさ引損シ等不用之分、

○二三〔鹿見島 磯島津家〕ノ用紙ニ記入サル

〔明治廿二年三月廿三日孫兵衛江どうさ引用相渡他、省略ス〕

○二四〔鹿見島 磯島津家〕ノ用紙ニ記入サル

〔明治廿二年三月廿九日孫兵衛江相渡他、省略ス〕

○二五〔別紙綴込〕

〔明治廿一年十月・十一月ノ用紙關係記事、省略ス〕

○二六〔鹿見島 磯島津家〕ノ用紙ニ記入サル

列朝制度

卷ノ一 卷ノ二 卷ノ三 卷ノ五 同六上 同七

同八 同十上 同十二上 同十四下 合十四冊

右、廿二年五月廿八日編修所ヨリ借用、

右、廿二年十一月八日都城邸北郷資知江當方ヨリ

直三返却、受取書後ニ綴リ置也、
〔横切〕

○二七〔鹿兒島 磯島津家〕ノ用紙ニ記入サル

昨年七月、島津家々譜編集見合用ニ付、琉球ヨリ江
戸江使者差立相成候毎度之事件御取調御差出被下候
處、此節天保三辰年江戸江琉球ヨリ使者〔平世ノ御手〕相成
候儀記載之書附見付、右ハ御差出被下候御取調之度
數中不相見得、就而ハ度々御手數、今一往御取調
之上、右之度使者差立之事相分リ居候ハ、昨年御
取調之箇條同様、夫々件之御記載御通知被下度、此
段更ニ及御依頼候也、

明治廿二年六月廿四日

磯島津邸

執事方

尚泰殿
家令御中

別紙可然御取計被下度、此段御依頼申上候也、

磯島津邸家譜編集掛

廿二年六月廿四日

平田宗高

稲福親雲上殿

追而御帰国之程合未た不相分候哉、相分タル節ハ乍

御手數御しらせ被下度、乍序御伺申上候也、

○二八〔鹿兒島 磯島津家〕ノ用紙ニ記入サル

別紙於此方見付得候分

一 天保三年辰九月朔日、御家老島津但馬殿日置琉人
屋敷
被召列鹿兒島出發、

一 同年十一月十六日同断江戸着、

一 同年閏十一月四日琉人登城、

一 同月七日同御暇給リニ付登城、

一 同月九日同上野參詣、

一 同年十二月十三日、但馬殿被召列江戸出發、

一 同四年巳三月五日、同断鹿兒島帰着、

右之通り日置屋敷役所帳留之内相見得候得共、

將軍家代替リニ付而候使者歟、又ハ國王琉球代替リニ

付而候事歟、其誤不相知、且使者之姓名并琉球

ヨリ鹿兒島江着津之月日等不相知候事、

島津家々譜編集掛

廿二年六月廿五日

平田宗高

右、稲福親雲上ヨリ尋問之筋有之、右之通り記載

差遣候事、

○二九〔赤ノ罫紙ニ記入サル〕

一 尚瀨王隠居、尚育王相續ニ付、江戸へノ正使豊見

城王子朝春・副使澤岷親方安度、

一 右從者人員不相分、

一 天保三年六月十三日正副使鹿兒嶋着、

一 同年八月二十七日正使病死ス、讚議官普天間親雲

上朝典之レニ代リテ正使トナル、

一 鹿兒嶋發月日不相分、

一 但太守様御召列ノ誤不相分、

一 中途徑行ノ順次不相分、

一 十一月十六日正副使江戸着、

一 於江戸登城年月日不相分、

一 登城音樂ノ月日不相分、

一 江戸發月日不相分、

一 翌年三月五日正副使トモ鹿兒嶋ニ歸ル、

右、琉球ヨリ之返答也、廿二年七月下旬

○三〇〔鹿兒島 磯島津家〕ノ用紙ニ記入サル

聖榮自記 全部

右者、御先祖聖榮君俗称山田出羽守忠尚御書認メ相成

候書籍ニ而、御太切成御家藏物ニ候処、此節島津家

御記録事件ニ付御用見合相成儀有之候間、晝中遠方

御苦勞之至奉存候得共、磯御邸江御持參被下候様被

成下候度、私より此段御依頼申上候様、御家令東郷

氏より致承知、如此御座候也、

但御用相濟次第、早速御返却相成候間、此段も為

御心得申上添候也、

磯島津邸

明治廿二年七月廿七日

磯島津家御家譜編集掛

山田久就殿

日置郡厚地邑
花尾神社々司

山田久就殿

○三一〔別紙綴込〕

御尊翰藤次郎江為御持被下、拜見仕候處、謄寫御本
代料として壹円八拾貳錢御下渡被下、難有拜載仕候、

如貴仰冷氣も追々清和ニ相成、書面會ヲ相催度、い

つれ拜面御厚礼申上候、頓首、 (*「諏訪」未印)

(捻封)

平田宗高様 諏訪半蔵

要旨言上

○三二 (別紙綴込)

一 列朝制度 二十四冊

但総本

一 華族諸家傳 三冊

右御借用証八年正ニ御返却被成候、

一 列朝制度 十四冊

右編集方より返却ノ残本総テ受取候、

一 相馬家系 一卷

右御返却相成候ニ付、御借用証御返し申上候、

一 古家系 一卷

右御下知ニ依リ御渡申上候間、御用済候ハ、當邸

ノ様へ御返し可申候也、

十一月八日

(墨引)

平田宗高様

古系圖 一卷添

○三三 (別紙綴込・一通)

請取金ノ証

一 西ノ内紙六束

代金七円式拾銭

右之紙代金正ニ相請取申上候也、

旧十二月十四日

平田宗高殿

記

一 西ノ内紙六束 卷末ニ付代金式拾銭つ、

代金七円式拾銭

右之通本日上納仕候也、

○三四 (別紙綴込)

記

一 覚兼日記 廿八冊*

一 い勢守心得書 壹冊*

一 兼経日記 壹冊*

一 但目錄相添*

一 右式箱入附

前記之通致御渡候儀相違無之候、尤市来氏より請

取証御返却之儀、追而同人方江差返シ候様可致候、

此旨御報迄、敬白、

明治廿三年八月十七日

諏訪甚六〇

平田宗高殿

○三五 (別紙綴込)

記

一 弊家枢要文書 一卷

一 書状類 一卷

右、無相違落掌仕候、此分ニテ市来氏より預状、

無残相濟候付、同書ハ同上江此方より返却いたし

候様可致候、此旨請取状差上候、敬白、

廿三年

九月廿九日

磯御邸編集掛

平田宗高殿

○三六 (別紙綴込)

九月廿九日

○三七 (別紙綴込)

(十一月十七日付平田宛青木氏請取状、本文中二箇所ニ鹿

兎鳴縣下 金生町ノ青木氏ノ朱印アリ、省略ス)

○三八 (鹿兎島 磯島津家)ノ用紙ニ記入サル

諸清書用筆墨一ケ年中概算

極上等

一 墨 四挺

但老挺ニ付三ヶ月つ、

極上等

一 草書筆 中 三拾對

程丸八佳品水筆位

但右佳品ニ而も宜く候得共、尚上等ニシテ毛

こまやかなる品有之候ハ、其方ニ致し度事、

同 程方寸千言位

但方寸千言ニ而も宜く候得共、尚上等ニシテ
毛之こまやかなる品有之候ハ、前同断、

同
一細眞書筆

但うつる字取り用、毛極こまやかなる向、

ノ筆六拾對 本ニシテ百式拾本

但壹ヶ月平均拾本ツ

右、御家譜編集清書用、

極上等
一墨

二挺

但御系圖清書用、

一方寸千言 三拾六對

但一ヶ月六本ツ

右、島津國史寫用并 玉里御邸 御引讓御系圖清書用、

書用、

但石川正之進國史寫方御用濟之上ハ、本文御

引讓御系圖清書被仰付候様致度見込ニ候事、

右筆墨一ヶ年用之概算ニ有之、尤筆之儀ハ是迄之用

筆善惡不同ニ而例シニ難致、依而前文本数ニ而實際

有餘不足之程如何共難豫定候、此段中上候也、

廿四年一月六日 編集方 平田宗高

執事方 御中

○三九 (鹿兒島 磯島津家)ノ用紙ニ記入サル)

一ヶ年中用紙概算

一上白田紙 三拾六束

但一ヶ月三束ツ、

右、諸寫本用、

下白田紙 壹束

右、諸草稿又ハ帳留類用、

高岡半紙 三拾束

但一ヶ月式束五帖ツ

卷束ニ付式百枚、

右、伊地知方舊記編集用、

一上白田紙 五束

右、同方地誌備考編集用、

右之通候也、

廿四年一月七日 編集方 平田宗高

執事方 御中

○四〇 (鹿兒島 磯島津家)ノ用紙ニ記入サル)

(紙漉ニ関スル明治廿四年四月十七日付竹内民右衛門宛
平口書状、省略ス)

○四一 (鹿兒島 磯島津家)ノ用紙ニ記入サル)

(明治廿四年四月・五月・九月ノ用紙書留、省略ス)

○四二 (鹿兒島 磯島津家)ノ用紙ニ記入サル)

(紙漉ニ関スル明治廿四年十月十五日付書留、省略ス)

○四三 (別紙綴込)

系圖書用紙三卷

但別葉見本之通、

壹卷ニ付長サ六丈ツ、

幅壹尺式寸程、

右御手敷之至候得共、調製方被命度、出来之上ハ袖

ヶ崎邸江相廻し、代料受取候様御取計被下度、旁可

然御依頼申上候也、

明治廿四年五月七日 磯島津邸 執事

長崎省吾殿

○四四 (赤ノ罫紙ニ記入サル)

歷代制度七拾貳冊

目錄壹冊

卷之五拾貳冊

○四五 (赤ノ罫紙ニ記入サル)

清國ヨリ琉球へ冊使、京保ヨリ寛政迄ノ中間清朝ノ

雍正乾隆年間、正副使官及ヒ姓名等、御記録御用ニ

付取調御通知候様被御申越趣承知致シ、書留調査致

シ候得ハ、雍正ハ冊使渡来無之、乾隆廿一年ノ正副

使別紙ノ通御座候、此段御報答仕候也、

附陳元輔王登瀛来琉云々、廢藩置縣ノ際書類紛失

致シ、札方罷成不申候、

明治廿四年九月廿二日 尚泰家扶安村朝賢

磯御邸 執事 御中

一 乾隆皇帝冊使翰林院侍講全魁

二 同副使同官周燦

○四六 (別紙綴込)

(明治廿四年十一月八日付平田宛ノ「太政官日誌 拾式冊」ノ請取状、省略ス)

○四七 (別紙綴込)

系圖書用紙 拾枚

但地合見本之通り、

此紙辭令書認用紙之由、

壹枚ニ付

豎壹尺貳寸

長壹尺八寸餘

右ハ玉里江御引讓御系圖書認用ニ付、昨年長崎省吾氏

江依頼シ調製之上三卷ニ継方相成被差下、當分認掛

リ居候處、尙致不足候間、此節本行通り拾枚更ニ御

注文相成リ、至急御差下相成候様御取計被下度候事、

廿五年二月三日

○四八 (別紙綴込)

記*

一 御家譜六拾九冊

但廿一代久芳公卷之十九ヨリ廿六代時丸公卷之

八十七ニ至ル、

右、磯島津公御邸執事御方ヨリ該御邸旧記御取調ニ

付、御照会之趣謹而承仕候、依而 御家譜ヲ送附致

候方、却而該御邸御便利ナラント相考へ、今般最上

岩之助へ托シ差上候間、該御邸へ御出シ被下度、尤

預リ証書ハ御受取、御遣シ被下候様奉頼候也、

但御家譜ハ箱ニ入付差上候、鍵ハ別封ニシテ送呈仕候、

廿一年

前田讓藏

五月廿一日

高崎吉十郎

種子嶋保様

「此家譜六拾九冊、明治廿六年六月十日新地旅宿前田讓藏

方江返濟ナリ」(本文行間書)

○四九 (別紙綴込)

西ノ内紙拾束

加治木天神馬場

竹内新太郎江

右澁調差出候様、可成取急キ候様、且疵品無之様

注意澁調候様、旁中遺置事、

廿六年八月四日

(本館 学芸専門員)

(付記)

本稿作成に当たり、鹿児島県史料編さん顧問五味克夫先生から種々ご助言・ご指導をいただきました。この場を借りてお礼申し上げます。